第41回
定時株主総会
招集ご通知

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション
証券コード　9466

今年度は株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜わりますよう宜しくお願い申し上げます。

・本株主総会にご出席の株主様は、開催日当日における新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜わりますようお願い申し上げます。
・本株主総会での議決権行使は書面による方法もございますので、書面で議決権行使いただくことも併せてご検討のほど宜しくお願い申し上げます。
・本株主総会会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

2020年６月25日（木曜日）午前10時

富山県富山市大手町１番２号
富山国際会議場
２階　多目的会議室

議 案

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件

目 次

第41回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 2
連結計算書類 …… 19
計算書類 …… 27
監査報告 …… 33
株主総会参考書類 …… 39

（証券コード 9466）
2020年６月10日

株　主　各　位

富山県富山市豊田町一丁目３番31号
株式会社アイドママーケティングコミュニケーション
代表取締役　蛯　　谷　　貴

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月24日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　富山県富山市大手町１番２号
　富山国際会議場 ２階 多目的会議室
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
　※新型コロナウイルス感染症の影響により、富山国際会議場が使用できなくなる場合には、開催場所を変更する可能性がございます。決定次第、当社ウェブサイト（https://www.e-aidma.co.jp/）にてご案内致します。株主総会当日にご来場予定の株主様は、あらかじめご確認くださいますようお願い申し上げます。
３．目的事項
　報告事項　１．第41期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第41期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金処分の件
　第２号議案　取締役６名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.e-aidma.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の堅調な持続と雇用・所得環境の改善傾向が続いた一方で、金融資本市場の変動・海外経済の不確実性が強まりました。当社グループの主たるクライアントである流通小売業界では、業態を超えた競争の激化や人手不足の深刻化が進んだ状況となりました。また、新型コロナウイルスの影響等により経営環境の先行きは不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループが提供している販売促進支援サービスに関しては、堅調に推移した一方、国内での紙代値上げや一部で販促調整等がありました。引き続きクライアントへの販売促進支援サービスの充実を推し進めるとともに、さらなる新規クライアントの開拓を一層進めることで、事業の成長に努めてまいります。

当社の事業環境は、ECを含めた異業種間の競争や、消費者行動のデジタル化など急速に変化していくことが見込まれます。このような環境下では、デジタル販促やマーケティング分析をはじめとする販売促進手法に対するニーズが高まっていることから、環境に迅速に対応していくため他社との提携を積極的に行う方針といたしました。

この方針のもと、2019年６月に中国・アリババグループのパートナー企業であるZhejiang Sunparl Information Technology Co., Ltd.（サンパール社という。以下同じ。）と業務提携契約を締結し、電子棚札ソリューションの提供を開始いたしました。欧米やアジア諸国では、電子棚札は省人化を図りつつ、デジタルでの販売促進を行うためのツールとして急速に需要拡大しており、日本においても、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等がかかえる少子高齢化の進展による人手不足、フードロス・廃棄ロス問題や消費者行動の変化に対応していくひとつの手段と考えております。

2019年11月には、サンパール社と資本提携契約を締結し、当社グループは、サンパール社と共同で日本の流通小売業向けに独自仕様を含むシステムローカライズ、新機能開発を行い、電子棚札ソリューションを基軸とするオールストアプロモーションサービスを開始いたしました。なお、電子棚札ソリューションの開始に伴い、事業の開始準備費、システム開発費、テスト導入費、営業開発人員の採用等により先行費用として約２億円を計上しております。

今後、当社グループでは販売促進支援サービスの強化を通じて、企業価値向上を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は9,372,784千円（前期比9.1％増）、営業利益は738,156千円（前期比21.5％減）、経常利益は767,491千円（前期比24.0％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は543,649千円（前期比16.6％減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、369,906千円であります。

その主なものは、ソフトウエアに係る投資や生産性の向上及び省力化を目的としたPC機器等の取得であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、当連結会計年度において資本業務提携を目的としてサンパール社の株式5.4％を取得いたしました。

(2) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

区分	第38期 2017年３月期	第39期 2018年３月期	第40期 2019年３月期	第41期 (当連結会計年度) 2020年３月期
売上高(千円)	－	－	8,593,534	9,372,784
経常利益(千円)	－	－	1,009,235	767,491
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	－	651,657	543,649
１株当たり当期純利益(円)	－	－	48.20	40.21
総資産(千円)	－	－	6,141,996	5,992,903
純資産(千円)	－	－	3,869,231	4,012,154

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

２．40期より連結計算書類を作成しておりますので、第39期以前の各数値は記載しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ニューフォリア	50,000千円	100%	・WEBアプリケーション開発、システムインテグレーションの提供 ・アプリ開発、IoTソリューションの提供 ・コンテンツ運用、サーバー構築・保守・管理 ・アプリ開発支援プラットフォーム「アプリカン」の提供 ・電子スタンプソリューションの提供 ・デジタルサイネージ向けコンテンツ開発及びコンサルティングの提供 ・デジタルサイネージコンテンツプラットフォーム「infoPlug」提供
株式会社ジャム・コミュニケーションズ	3,000千円	100%	小売業の販売促進に関わるマーケティング・企画制作、広告宣伝、CI（コーポレート・アイデンティティ）・VI（ビジュアル・アイデンティティ）の企画制作

(4) 対処すべき課題

当社グループが今後さらなる成長と発展を遂げるためには、より有効かつ一貫したソリューションをより幅広い層のクライアントに提供していく必要があり、その実現のために以下の経営課題に取り組んでまいります。

①自社サービスの強化

当社が提供している流通小売業に対する販売促進支援サービスを強化するためには、クライアントの売上、利幅の改善や効率化に役立つサービスの提供をする必要があります。

このため、流通小売業に対する販売促進支援サービスについて、グループ会社の活用、マーケティングチームの拡充やインターネット技術等を活用したマーケティング分析をより一層強化することにより、当社サービスのさらなる強化を図ってまいります。

②新サービス等への投資

当社がさらなる事業拡大を図るためには、既存サービスとシナジー効果のある営業領域等へ進出することが必要であると考えております。

このため、コストベネフィットを意識したうえで、新サービス等への投資活動を積極的に展開してまいります。

③優秀な人材の確保と育成

当社のさらなる成長のためには、優秀な人材の確保及び育成が不可欠であると認識しております。人材の多様性を重視したうえで、新卒・中途採用の強化を行い、継続的な人材の育成を図ってまいります。

④内部管理体制の強化

当社グループは、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の維持・強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの整備、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の標準化と業務効率の向上、並びに法令遵守の徹底を図るとともに、内部監査の実施等により内部管理体制の実効性を確保してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、食品スーパーマーケットやドラッグストアを始めとする流通小売業への販売促進に関わる企画・提案・デザイン・販促物の制作までをトータルでサポートするサービス（以下「統合型販促支援事業」といいます。）を主たる事業内容としております。

統合型販促支援事業は、当社がクライアントの要請に応じてデータ分析やリサーチに基づくマーケティング戦略と具体的なプロモーション企画を提供し、折込広告やウェブサイト、スマートフォンサービスなど制作物のデザイン・制作支援までをワンストップで行うサービスを主な業務としております。

(6) 主要な事業所（2020年３月31日現在）

区分		場所
当社	本　社	富山県富山市豊田町一丁目３番31号
	営業所 支局	東京都港区、東京都台東区、弘前市、岩手県紫波郡矢巾町、会津若松市、宇都宮市、昭島市、取手市、長野市、多治見市、名古屋市、金沢市、新潟市、掛川市、高松市、福岡市、鹿児島市、那覇市
子会社	国内	株式会社ニューフォリア（東京都渋谷区） 株式会社ジャム・コミュニケーションズ（福岡県福岡市）

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
258名	４名増加

②当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
196名	５名増加	36.4歳	7.7年

（注）１．使用人数には、パートタイマー等を含んでおりません。

２．平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社みずほ銀行	548,572千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式に関する事項

（1）株式の状況　（2020年３月31日現在）

①発行可能株式総数　48,480,000株
②発行済株式の総数　13,520,000株
③株主数　3,315名
④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
㈱シュリンプバレー	5,449,200株	40.31%
蛯谷 貴	2,851,800株	21.09%
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	360,400株	2.67%
クレディ・スイス証券株式会社	209,200株	1.55%
ＳＩＣＡＶ ＥＳＳＯＲ ＪＡＰＯＮ ＯＰＰＯＲＴＵＮＩＴＥＳ （常任代理人　香港上海銀行）	194,700株	1.44%
ＮＯＲＴＨＥＲＮ ＴＲＵＳＴ ＣＯ．（ＡＶＦＣ）ＲＥ ＩＥＤＵ ＵＣＩＴＳ ＣＬＩＥＮＴＳ ＮＯＮ ＬＥＮＤＩＮＧ １５ ＰＣＴ ＴＲＥＡＴＹ ＡＣＣＯＵＮＴ （常任代理人　香港上海銀行）	160,000株	1.18%
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	148,300株	1.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	147,300株	1.09%
桑原 由治	136,600株	1.01%
アイドマ社員持株会	123,800株	0.92%

⑤その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項　（2020年３月31日現在）

（1） 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2） 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3） その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2017年７月18日開催の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である木林實氏に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議し、2017年８月３日に付与いたしました。

新株予約権の数	5,000個
新株予約権と引換えに払い込む金銭	7,500,000円（新株予約権１個当たり1,500円）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式500,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり732円
新株予約権を行使することができる期間	2019年７月１日から2022年８月２日まで
増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件	①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」といいます。）のみが本新株予約権を行使できることとする。 ②受益者は、2019年３月期または2020年３月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）における経常利益が、下記（a）または（b）に掲げる各金額を超過した場合、各受益者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数（以下、「行使可能割合」といいます。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当該指標に相当する指標で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算の結果、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた数とする。 （a）2019年３月期の経常利益が1,000百万円を超過した場合 行使可能割合: 50% （b）2020年３月期の経常利益が1,200百万円を超過した場合 行使可能割合: 100% ③受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ④受益者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑥各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の割当日	2017年８月３日

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	蛯谷　貴	大連愛都碼科技有限公司　董事長 株式会社シュリンプバレー　代表取締役
専務取締役	桑原由治	第２営業部長　兼　第２営業統括担当 大連愛都碼科技有限公司　董事
常務取締役	水野孝治	第１営業部長　兼　営業統括長・第１営業・新規営業・東京営業本部・マーケティング統括担当
常務取締役	中川強	経営管理部長　兼　経営管理担当 株式会社ニューフォリア　取締役 株式会社ジャム・コミュニケーションズ　取締役 大連愛都碼科技有限公司　董事
取締役	今井俊一	制作部長　兼　制作担当
取締役	五十嵐博明	株式会社サプラ　代表取締役会長 日本海ガス絆ホールディングス株式会社　取締役
取締役	長富一勲	長富一勲公認会計士事務所　所長
常勤監査役	川田昭雄	－
監査役	木村正明	木村正明税理士事務所　所長 株式会社木村経営会計事務所　代表取締役
監査役	林衛	ほくほく債権回収株式会社　取締役

（注）１．取締役五十嵐博明氏及び長富一勲氏は、社外取締役であります。

２．取締役五十嵐博明氏は、株式会社サプラならびに日本海ガス絆ホールディングス株式会社での経営に携わっており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

３．取締役長富一勲氏は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しております。

４．常勤監査役川田昭雄氏、監査役木村正明氏、監査役林衛氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

5．常勤監査役川田昭雄氏は、株式会社富山銀行の専務取締役、監査役を歴任するなど企業経営に直接関与した経験のほか、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6．監査役木村正明氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

7．監査役林衛氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

8．当社は、取締役五十嵐博明氏、取締役長富一勲氏、監査役川田昭雄氏、監査役木村正明氏及び監査役林衛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	7名	100,918千円
(うち社外取締役)	(2名)	(6,000千円)
監査役	3名	9,600千円
(うち社外監査役)	(3名)	(9,600千円)
合計	10名	110,518千円
(うち社外役員)	(5名)	(15,600千円)

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2．取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第36回定時株主総会において、年額500,000千円以内と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第36回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

区分	社外役員の氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役	五十嵐　博　明	㈱サプラ　代表取締役会長 日本海ガス絆ホールディングス㈱　取締役	重要な取引その他の関係はありません。
取締役	長　富　一　勲	長富一勲公認会計士事務所　所長	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	川　田　昭　雄	－	－
監査役	木　村　正　明	木村正明税理士事務所　所長 ㈱木村経営会計事務所　代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	林　　衛	ほくほく債権回収㈱　取締役	重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

社外役員の氏名	地位	出席回数 取締役会（上段） 監査役会（下段）	主な発言の状況
五十嵐　博　明	社外取締役	15回/15回 －回/－回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
長　富　一　勲	社外取締役	15回/15回 －回/－回	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
川　田　昭　雄	社外監査役	15回/15回 14回/14回	長年にわたる銀行経営者としての豊富な経験と見識に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
木　村　正　明	社外監査役	15回/15回 14回/14回	税理士としての豊富な経験と見識に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
林　　衛	社外監査役	15回/15回 14回/14回	弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5．会計監査人に関する事項

（1） 名称　　太陽有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であったＰｗＣあらた有限責任監査法人は、2019年６月27日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

（2） 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間及び監査内容等を確認し、報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第１項に定める同意を行っております。

（3） 非監査業務の内容

該当事項はございません。

（4） 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

（5） 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

6．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

（1） 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、「国際社会の中で社員一人一人の自己の成長と企業の安定、発展をはかり感謝と誠意をもって顧客へサービスを提供し社会に貢献しつづける。」という経営理念のもと、企業が永続的に発展するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものであると考えております。

このため、株主をはじめ、取引先、従業員、地域社会といった各ステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しており、当該認識のもと、当社全体の内部統制及びリスク管理を徹底することにより、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めることを基本方針としております。

当該基本方針に基づいた取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ）「コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進及び維持向上を図る。

（ロ）取締役及び使用人は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、会社に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行に努める。

（ハ）取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為やコンプライアンスに違反する事態を招くおそれを認識した場合には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ速やかに通報する。

（ニ）コンプライアンスに関する相談または不正行為等については、匿名で相談・申告できる内部通報制度を設けることにより、実効性を高める。

（ホ）法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役直轄の組織である内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施する。

（ヘ）財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用等を行う体制を整備する。

（ト）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除は、会社に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とし、反社会的勢力と関わりを持たないよう、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、役職員に周知徹底する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（イ）取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。

（ロ）取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）役職員は、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減および移転その他必要な措置を事前に講じる。

（ロ）事業活動に係るリスク管理体制の基本方針や体制を定めた「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制の構築、運用を行う。

（ハ）「リスクマネジメント規程」に基づき、被害の拡大の防止と十分な対策・広報体制の整備を図る。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行う。

（ロ）業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他の関連規程に基づき、役職員の職務分担、権限を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

（イ）「関係会社管理規程」を定め、当社グループ各社の業務の執行にあたっては、経営成績及び営業活動並びにリスク管理等の報告体制について明確に定め、当社グループにおける業務の適正な運用を確保する。

（ロ）「関係会社管理規程」に基づき、「コンプライアンス規程」、「リスクマネジメント規程」を子会社に適用することで、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス体制の整備を図る。

（ハ）当社グループのガバナンスに関して、当社の役職者が当社グループ会社の取締役または監査役に就任し、当社グループの業務の適正性を監視し、営業活動の効率化を図る。

（ニ）内部監査室は、当社グループに対し内部監査を行い、業務の適正性を検証し、その結果を代表取締役に報告する。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

（イ） 監査役からの求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、職務を補助すべき使用人を置く。

（ロ） 監査役より職務の補助の要請を受けた使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

（ハ） 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得る。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

（イ） 監査役は、取締役会及びその他の重要な社内会議へ出席し、意見を述べるとともに、会社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることができる。

（ロ） 役職員は、重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知したときには、速やかに監査役に報告する。

（ハ） 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ） 監査役は、会計監査人及び内部監査室と意見交換や情報交換を行い、緊密な連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。

（ロ） 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換や情報交換を行い、相互認識と信頼関係を確保する。

（ハ） 監査役がその職務の執行のために必要と認められる費用の前払い等の請求をしたときは、所定の手続きのうえ会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制の施策及び規程等に従って、具体的な取り組みを行うとともに、業務の適正を確保するための体制の運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時実施しております。

経営管理部において、コンプライアンスへの理解を深め健全な職務執行を行う環境を維持・向上するために、コンプライアンス、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び財務報告に関する教育を実施しております。

内部監査室は、社内各部署及び当社グループが法令、定款、社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な統制が図られているかを書類の閲覧、質問及び実地調査により確認しております。

また、内部監査室は、適宜複数の部署及び当社グループに対して内部監査を実施し、内部監査報告書を作成し、当社代表取締役宛に報告を行っております。

7．株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。今後の配当政策につきましては、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元の実施を基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営体質の強化と事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、中間配当と期末配当の年２回を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,686,146	流動負債	1,815,380
現金及び預金	2,431,832	支払手形	5,023
受取手形	7,934	電子記録債務	533,187
売掛金	960,737	買掛金	572,246
仕掛品	204,951	短期借入金	365,000
原材料	3,503	１年内返済予定の長期借入金	32,153
その他	77,186	リース債務	2,520
固定資産	2,306,757	未払金	78,023
有形固定資産	536,422	未払費用	46,108
建物	206,942	未払法人税等	99,763
構築物	21,676	賞与引当金	3,891
車両運搬具	803	その他	77,464
器具及び備品	58,971	固定負債	165,368
リース資産	2,091	長期借入金	157,144
土地	245,938	その他	8,224
無形固定資産	1,025,880	負債合計	1,980,749
ソフトウエア	348,453	（純資産の部）	
リース資産	241	株主資本	4,029,614
のれん	676,140	資本金	513,680
その他	1,044	資本剰余金	463,680
投資その他の資産	744,454	利益剰余金	3,052,341
投資有価証券	534,455	自己株式	△86
関係会社株式	30,000	その他の包括利益累計額	△24,960
関係会社出資金	3,762	その他有価証券評価差額金	△24,960
敷金	36,104	新株予約権	7,500
繰延税金資産	81,296		
その他	58,835		
		純資産合計	4,012,154
資産合計	5,992,903	負債純資産合計	5,992,903

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		9,372,784
売上原価		7,320,736
売上総利益		2,052,047
販売費及び一般管理費		1,313,891
営業利益		738,156
営業外収益		
受取利息	160	
受取配当金	4,081	
投資事業組合運用益	7,214	
為替差益	16,622	
その他	3,541	31,620
営業外費用		
支払利息	2,285	2,285
経常利益		767,491
特別損失		
固定資産除却損	1,083	
賃貸借契約解約損	9,078	10,162
税金等調整前当期純利益		757,328
法人税、住民税及び事業税	236,425	
法人税等調整額	△22,746	213,678
当期純利益		543,649
親会社株主に帰属する当期純利益		543,649

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	513,680	463,680	2,873,729	△86	3,851,002
当期変動額					
剰余金の配当			△365,037		△365,037
親会社株主に帰属する当期純利益			543,649		543,649
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	178,612	－	178,612
当期末残高	513,680	463,680	3,052,341	△86	4,029,614

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,728	10,728	7,500	3,869,231
当期変動額				
剰余金の配当				△365,037
親会社株主に帰属する当期純利益				543,649
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△35,688	△35,688	－	△35,688
当期変動額合計	△35,688	△35,688	－	142,923
当期末残高	△24,960	△24,960	7,500	4,012,154

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社に関する事項

連結子会社の数	２社
主要な連結子会社の名称	㈱ニューフォリア ㈱ジャム・コミュニケーションズ

② 非連結子会社に関する事項

主要な非連結子会社の名称	大連愛都碼科技有限公司
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、小規模会社で、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

（2）持分法の適用に関する事項

非連結子会社は、当期純利益及び利益剰余金等が、いずれも連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱ジャム・コミュニケーションズの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の決算日は連結決算日と一致しております。

（4）重要な会計方針に関する事項

［重要な資産の評価基準及び評価方法］

① 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金 移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のあるもの	連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のないもの	移動平均法による原価法 なお、投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

② デリバティブ　　時価法

③ たな卸資産

当社及び連結子会社　　主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

[重要な減価償却資産の減価償却の方法]

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。
なお、耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
のれん…20年
自社利用目的のソフトウエア…５年（社内における利用可能期間）

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　　リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

[重要な引当金の計上基準]

① 賞与引当金　　従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

[その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

① 消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1)　有形固定資産の減価償却累計額　　359,165千円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）　発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数　　普通株式　13,520,000株

（2）　配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日定時株主総会	普通株式	243,358千円	18円00銭	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年10月31日取締役会	普通株式	121,679千円	9円00銭	2019年9月30日	2019年12月９日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年６月25日開催の第41回定時株主総会において議案として付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	121,679千円	9円00銭	2020年3月31日	2020年6月26日

4．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金および設備投資資金であり、長期借入金については、原則として固定金利契約とすることにより、金利変動リスクに対処しております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動をヘッジするために利用し、投機目的の取引は行わない方針としております。デリバティブ取引の執行・管理については、社内規定に従って行っており、またデリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために信用度の高い銀行のみを取引相手としております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	2,431,832	2,431,832	－
② 受取手形	7,934	7,934	－
③ 売掛金	960,737	960,737	－
④ 投資有価証券	184,943	184,943	－
⑤ 支払手形	5,023	5,023	－
⑥ 電子記録債務	533,187	533,187	－
⑦ 買掛金	572,246	572,246	－
⑧ 短期借入金	365,000	365,000	－
⑨ 未払金	78,023	78,023	－
⑩ 未払法人税等	99,763	99,763	－
⑪ 長期借入金	189,297	187,741	△1,555
⑫ デリバティブ取引	(1,693)	(1,693)	－

*長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含めております。

*デリバティブ取引は、取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形、③売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。

⑤支払手形、⑥電子記録債務、⑦買掛金、⑧短期借入金、⑨未払金、⑩未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑪長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑫デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定する方法によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（非上場株式）	156,358
投資有価証券（投資事業組合等への出資金）	193,152
関係会社株式	30,000
関係会社出資金	3,762

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

5．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　296円　20銭

（２）１株当たり当期純利益　40円　21銭

6．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）本連結注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,193,907	流動負債	1,260,879
現金及び預金	2,276,313	支払手形	5,023
受取手形	6,059	電子記録債務	533,187
売掛金	762,036	買掛金	475,625
仕掛品	23,247	１年内返済予定の長期借入金	725
原材料	3,503	リース債務	2,520
その他	122,747	未払金	87,381
		未払費用	36,393
		未払法人税等	54,511
固定資産	1,941,375	その他	65,511
有形固定資産	517,981		
建物	198,811	固定負債	8,224
構築物	20,203	資産除去債務	8,224
車両運搬具	803		
器具及び備品	50,384	負債合計	1,269,103
リース資産	2,091	（純資産の部）	
土地	245,687	株主資本	3,883,639
無形固定資産	91,394	資本金	513,680
ソフトウエア	90,108	資本剰余金	463,680
リース資産	241	資本準備金	463,680
その他	1,044	利益剰余金	2,906,366
投資その他の資産	1,331,999	利益準備金	12,500
投資有価証券	534,455	その他利益剰余金	2,893,866
関係会社株式	664,942	繰越利益剰余金	2,893,866
関係会社出資金	3,762	自己株式	△86
敷金	31,717	評価・換算差額等	△24,960
繰延税金資産	52,520	その他有価証券評価差額金	△24,960
その他	44,602	新株予約権	7,500
		純資産合計	3,866,179
資産合計	5,135,283	負債純資産合計	5,135,283

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		8,296,851
売上原価		6,500,722
売上総利益		1,796,129
販売費及び一般管理費		1,172,939
営業利益		623,189
営業外収益		
受取利息	209	
受取配当金	4,080	
為替差益	16,622	
投資事業組合運用益	7,214	
その他	736	28,863
営業外費用		
支払利息	110	110
経常利益		651,943
特別損失		
固定資産除却損	1,083	
賃貸借契約解約損	9,078	10,162
税引前当期純利益		641,780
法人税、住民税及び事業税	195,054	
法人税等調整額	△7,408	187,645
当期純利益		454,134

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	513,680	463,680	463,680	12,500	2,804,769	2,817,269	△86	3,794,542
当期変動額								
剰余金の配当					△365,037	△365,037		△365,037
当期純利益					454,134	454,134		454,134
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	89,097	89,097	－	89,097
当期末残高	513,680	463,680	463,680	12,500	2,893,866	2,906,366	△86	3,883,639

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	10,728	10,728	7,500	3,812,771
当期変動額				
剰余金の配当				△365,037
当期純利益				454,134
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△35,688	△35,688	－	△35,688
当期変動額合計	△35,688	△35,688	－	53,408
当期末残高	△24,960	△24,960	7,500	3,866,179

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式及び関係会社出資金　移動平均法による原価法

②その他有価証券

・市場価格のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のないもの　移動平均法による原価法
なお、投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

（2）デリバティブ　時価法

（3）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①原材料　主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②仕掛品　主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）　自社利用目的のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額

328,556　千円

2．保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

㈱ニューフォリア　548,572　千円

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　50,646　千円

短期金銭債務　35,286　千円

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高　95,180　千円

営業取引以外の取引による取引高　50　千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　91　株

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税等、未払費用、関係会社出資金、固定資産であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

（単位：千円）

種 類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	大連愛都碼科技有限公司	所有直接100.00%	役員の兼任	業務委託（注１）	27,457	未払金	2,131
子会社	㈱ニューフォリア	所有直接100.00%	役員の兼任	業務委託（注１）	67,723	未払金	12,351
				ソフトウエア開発業務委託（注１）	38,769	未払金	20,803
				資金の貸付（注２）	50,000	短期貸付金	50,000
				債務保証（注２）	548,572	－	－
				利息の受取（注２）	50		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）業務委託に係る取引については、市場価格等を勘案し、大連愛都碼科技有限公司又は㈱ニューフォリアより提示された金額を基礎として、毎期交渉の上、決定しております。

（注２）㈱ニューフォリアに対する資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。債務保証は、銀行借入金に対して行っております。なお保証料は受領しておりません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	285円　41銭
１株当たり当期純利益	33円　59銭

後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）本個別注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　原　鉄　也　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　五　十　嵐　忠　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アイドママーケティングコミュニケーションの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイドママーケティングコミュニケーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　原　鉄　也　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五　十　嵐　忠　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイドママーケティングコミュニケーションの2019年４月１日から2020年３月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション
監査役会

常勤監査役　川　田　昭　雄　㊞

監　査　役　木　村　正　明　㊞

監　査　役　林　　　衛　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

第41期の期末配当につきましては、以下のとおり、当社の配当方針に基づき当期の業績等を勘案したうえで、１株につき９円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金９円（普通配当９円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、121,679,181円となります。
これにより、中間配当金（１株につき９円）を含めました年間配当金は、１株につき18円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	蛯谷（えびたに）　貴（たかし） （1953年４月１日）	1977年４月　アイドマ創業 1979年４月　株式会社アイドマ（現 当社）設立 代表取締役（現任） 2006年１月　大連愛都碼科技有限公司董事長（現任） 2009年３月　株式会社シュリンプバレー代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 大連愛都碼科技有限公司　董事長 株式会社シュリンプバレー　代表取締役	2,851,800株
2	桑原（くわはら）　由治（よしはる） （1953年５月３日）	1982年５月　当社入社 1988年６月　当社取締役 2000年４月　当社専務取締役（現任） 2006年１月　大連愛都碼科技有限公司董事（現任） （担当） 第２営業部長　兼　第２営業統括担当 （重要な兼職の状況） 大連愛都碼科技有限公司　董事	136,600株
3	水野（みずの）　孝治（たかはる） （1967年６月１日）	1991年４月　株式会社ダイエー入社 1998年７月　当社入社 2007年６月　当社取締役 2010年11月　当社常務取締役（現任） （担当） 第１営業部長　兼　営業統括長・第１営業・新規営業・東京営業本部・マーケティング統括担当	41,700株

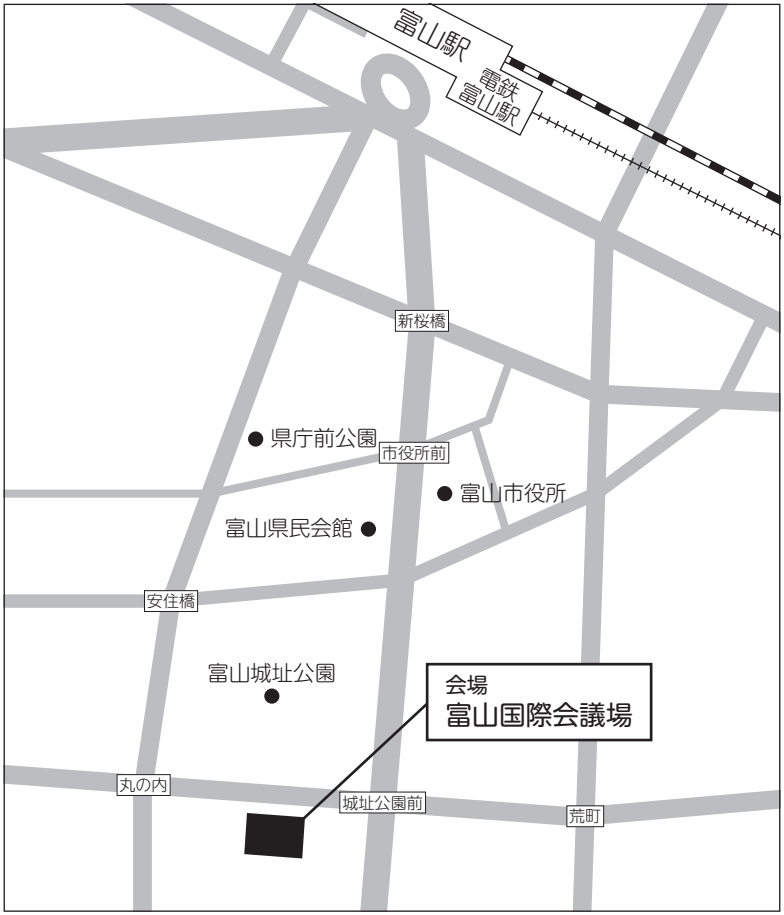
候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	なかがわ つよし 中川 強 (1972年7月7日)	1993年４月　木林会計事務所入所 1999年11月　当社入社 2006年１月　大連愛都碼科技有限公司董事（現任） 2009年６月　当社取締役 2017年３月　当社常務取締役（現任） （担当） 経営管理部長　兼　経営管理担当 （重要な兼職の状況） 株式会社ニューフォリア　取締役 株式会社ジャム・コミュニケーションズ　取締役 大連愛都碼科技有限公司　董事	46,000株
5	いがらし ひろあき 五十嵐 博 明 (1954年２月17日)	1972年４月　日本海ガス株式会社入社 2009年３月　同社常務取締役エネルギーソリューション本部長 2012年３月　同社専務取締役エネルギーソリューション本部長 2014年３月　同社取締役 2014年３月　株式会社サプラ代表取締役社長 2015年６月　当社社外取締役（現任） 2018年１月　日本海ガス絆ホールディングス株式会社取締役（現任） 2020年３月　株式会社サプラ代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社サプラ　代表取締役会長 日本海ガス絆ホールディングス株式会社　取締役	6,000株
6	ながとみ かずのり 長富 一 勲 (1978年４月３日)	2005年12月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2009年９月　公認会計士登録 2011年４月　株式会社AGSコンサルティング入社 2014年７月　長富一勲公認会計士事務所開設（現任） 2017年６月　当社社外取締役（現任）	8,300株

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．取締役候補者蛯谷貴氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。また、当社の大株主である株式会社シュリンプバレーは、同氏の子会社等に該当します。同氏の子会社等における地位および担当は、上記表中の「略歴、当社における地位及び担当」に含めて記載しております。
3．⑴ 蛯谷貴氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者として豊富な経営経験と知見を有しており、広範かつ高度な視野からの経営全般に対する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
⑵ 桑原由治氏を取締役候補者とした理由は、当社の営業担当の取締役として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
⑶ 水野孝治氏を取締役候補者とした理由は、当社の営業担当の取締役として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
⑷ 中川強氏を取締役候補者とした理由は、当社の経営管理担当の取締役として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
4．五十嵐博明氏及び長富一勲氏は、社外取締役候補者であります。
5．五十嵐博明氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する監督機能やコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
6．長富一勲氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する監督機能やコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
7．五十嵐博明氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年、長富一勲氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
8．当社は、五十嵐博明氏及び長富一勲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 ：富山県富山市大手町１番２号
富山国際会議場 2階 多目的会議室　　TEL 076-424-5931



交　通・富山駅より城址大通りを南へ徒歩約15分
・富山駅より市内電車「環状線」で約７分、国際会議場前下車
・富山空港より車で約15分
・北陸自動車道･富山インターより車で約10分

駐車場　富山国際会議場の地下駐車場をご利用ください。
※車両のサイズ制限は、［高さ2.1m×奥行き5m×幅1.8m］です。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。